

## 令和07年分 各種申告書の記入例

### ■年末調整とは

年間の所得税は本来1月～12月までの1年間の給与収入総額に対して額が決定されます。給与所得者（従業員の皆様）は毎回の給与から概算の金額を控除されます。その為、給与から毎回徴収した所得税額と本来の年計算で確定した所得税額の過不足を精算することが必要となります。その精算を年末の給与（又は賞与）で行うことを年末調整と言います。

※誤った申告をした場合、過去に遡り追徴となることもありますので、正しく記入してください。

### ■令和07年分及び令和08年分 申告書の変更点

- 令和7年度の税制改正により、所得税における「基礎控除」や「給与所得控除」の見直しが行われたほか、新たに「特定親族特別控除」が創設され、特定親族特別控除申告書が追加されました。
- また、「特定親族特別控除」の創設に伴い、令和8年分以降の扶養控除等申告書のレイアウトが変更されました。（令和7年分の扶養控除等申告書は変更ありません。）

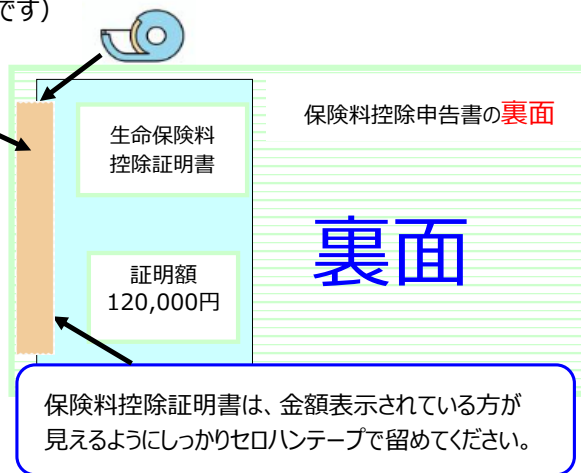
＜ 目次 ＞	ページ番号
1. 申告書提出時の確認事項	1
2. 保険料控除申告書の記入例	2～3
3. 令和07年分 扶養控除等申告書の記入例	4～6
4. 令和08年分 扶養控除等申告書の記入例	7～9
5. 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入例	10～11
6. 令和07年分 扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法と記入例	12～14
7. 所得金額調整控除申告書の記入例	15
8. 住宅借入金等特別控除申告書の記入例	16～17
○. 「令和07年分 住宅借入金等特別控除申告書」チェックシート	18

#### 1. 申告書提出時の確認事項

申告書を提出する前に、(  ) にチェックを入れて確認してください。

##### 1) 『保険料控除申告書』

- 追加・訂正・削除は赤字で記入してください。
- 一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料等の『保険料控除証明書』を添付してください。  
⇒ 『ご案内』『領収書』『お知らせ』は、『保険料控除証明書』ではありません。
- 各控除証明書は原本を添付してください。（コピーは不可です）
- 各控除証明書は右図の様に添付してください。  
⇒ 1枚づつセロハンテープで留めてください
- 国民年金及び国民年金基金の保険料を納めた方は『国民年金保険料納付の証明書』を添付してください。  
(11月上旬に日本年金機構から送付されます)
- 追加で国民年金保険料を納付する場合には、その追加した分の領収書を控除証明書と一緒に添付してください。
- 証明書を添付する際は、今年保険料の支払いを行ったものに限りです。
- 申告する保険料がない場合は、申告書の提出は不要です。



##### 2) 『扶養控除等申告書』

- 追加・訂正・削除は赤字で記入してください。
- 「個人番号」欄にマイナンバーは記入しないでください。
- 扶養を削除する場合は、記載内容を二重線で消して、「異動月日及び事由」欄に異動となった年月日、事由を記入してください。

##### 3) 『基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書』

- 追加・訂正・削除は赤字で記入してください。
- 「個人番号」欄にマイナンバーは記入しないでください。
- 『基礎控除申告書』欄は必ず記入してください。

##### 4) 『住宅借入金等特別控除申告書』

- 申告書右上余白に社員（職員）番号を必ず記入してください。
- 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」チェックシートを記入の上、提出してください。

## 2. 保険料控除申告書の記入例

### ●生命保険料控除（一般の生命・介護医療・個人年金）

令和XX年分 生命保険料控除証明書（個人年金用・一般用）

ご契約者 ○山 太郎 様

契約番号（証券記号番号） (123) 4567890	保険料払込期間 30年	年金種類 確定	適用制度 新生命保険控除制度
払込方法 月払	契約日 平成16年11月15日	年金支給期間 10年	年金支給開始日 令和16年11月15日
年金受取人名 ○山 太郎 様		受取人生年月日 昭和35年4月27日	

令和XX年 9月までのお払込額を以下のとおり証明いたします。

一般	一般生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般証明額 (A) - (B)
	90,000円	円	90,000円
年金	個人年金保険料 (C)	個人年金証明額 (C)	
	22,500円	22,500円	

<ご参考> 本年中に12月期分までの保険料をお払込みの場合、以下のとおり申告してください。

一般	年間一般生命保険料 (a)	配当金 (相当額) (b)	一般申告額 (a) - (b)
	120,000円	円	120,000円
年金	年間個人年金保険料 (c)	個人年金申告額 (e)	
	30,000円	30,000円	

証明日 令和XX年10月6日 △△生命保険

控除証明書 1

証券番号 000-000000

年金受取人 \*\*\* 太郎

保険種類 非更新型定期保険

保険期間 21年

年金支払期間 \*\*\*

年金支払開始日 \*\*\*

契約日(更新日) 平成25年 1月 1日

保険料払込期間 21年

払込方法 月払

適用制度 新生命保険料控除制度

※適用制度(生命保険料控除税制改正)の説明については、裏面をご確認ください。

証明額

本年 7月までにお払込みいただいた保険料を、証明します。  
本年12月まで保険料をお支払いいただく場合は、下の「年間払込予定保険料額」の金額を申告してください。

年金	個人年金保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	個人年金証明額
一般	40,000円	0円	0円	40,000円
一般	一般生命保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	一般証明額
	34,405円	0円	0円	34,405円
介護医療	介護医療保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	介護医療証明額
	20,000円	0円	0円	20,000円

年間払込予定保険料額

本年12月まで保険料をお支払いいただく予定の場合は、こちらの金額を申告してください。

年金	年間個人年金保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	個人年金申告額
一般	70,000円	0円	0円	70,000円
一般	年間一般生命保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	一般申告額
	58,980円	0円	0円	58,980円
介護医療	年間介護医療保険料	うち一時払保険料等	配当金(相当額)	介護医療申告額
	35,000円	0円	0円	35,000円

8 各種控除証明書について、保険料控除申告書に必要事項を記入してください。（次頁参照）

重要 8

令和xx年分 小規模企業共済等掛金払込証明書  
確定拠出年金（個人型年金）

氏名

住所

※iDeCo掛金の払込証明書  
(小規模企業共済等掛金払込証明書)

本年10月までに払い込まれた金額	¥207,000-
11～12月に払い込まれる予定金額	¥69,000-
合計金額	¥276,000-

令和xx年xx月xx日発行

〒106-0032  
東京都港区六本木6丁目1番21号  
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

### ●地震保険料控除・旧長期損害保険料控除

証明日 令和XX年10月6日

令和XX年分

地震保険料控除対象掛金証明書

地震保険料控除（所得税法第77条）にかかる証明事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 ○山 太郎 様

県 組合 支所	契約番号	契約年月日
27 300 123	1234	平成10年2月25
掛金払込方法	共済期間	
年払	30年	
火災共済金額	内、住宅部分	
5,000万円	(万円)	

地震保険料	4,728円	割戻金	-円	控除対象掛金証明額	4,728円
旧長期損害	41,050円	割戻金	1,094円	差引掛金	39,956円

家財家具一式  
XX農業協同組合

証明金額についての注意  
【保険料控除の該当区分について】  
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれが多い方をご選択ください。

【保険料控除の該当区分について】  
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれが多い方をご選択ください。

1つの契約の中で、「地震保険」「旧長期損害保険」の両方が含まれている場合、控除額が大きい方（「地震保険」または「旧長期損害保険」）を選択してください。  
※両方の控除を同時に受けることはできません。

6

このケースでは、「旧長期損害保険」の控除額が大きいので、39,956円を申告書に転記してください。

- 地震保険控除額 : 4,728円  
(全額が控除額)
- 旧長期損害保険控除額 : 15,000円  
(計算式 : 39,956円 × 1/2 + 5,000円)  
★上限15,000円

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名 住 所

令和xx年中(令和xx年1月1日から令和xx年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和xx年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和xx年中の納付済保険料額】

○社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付された場合は、その分の領収書を添付し申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	135,360
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	45,120
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	180,480

7

「③合計額」を転記してください。  
なお、「③合計額」が印字されていない場合、「①納付済額」を転記してください。

※お手元の証明書類を確認し、記入例を参考に記入してください。

一般の生命保険料	保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	(a)あなたが本年中に支払った保険料等の金額(新・旧別)	給付の支払の種別
	1	△△生命保険	XXXXXX	○山太郎	○山太郎	新・旧	120,000
2	△△生命保険	XXXXXX	○山太郎	○山太郎	新・旧	58,980	2
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 58,980 円 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 120,000 円							
(a)のうち新保険料等の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ①(最高40,000円) 34,745 円 計(①+②) ③(最高40,000円) 40,000 円							
(a)のうち旧保険料等の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ②(最高50,000円) 50,000 円 ②と③のいずれか大きい金額 ④ 50,000 円							
介護医療保険料	△△生命保険	XXXXXX	21年 ○山太郎	○山太郎		35,000	3
(a)の合計額 C 35,000 円 Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ⑤(最高40,000円) 27,500 円							
個人年金保険料	△△生命保険	確定年金	10年 ○山太郎	令和46年11月15日	新・旧	30,000	4
12	△△生命保険	確定年金	**年 ○山太郎	令和**年**月**日	新・旧	70,000	5
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 70,000 円 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 30,000 円							
Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額 ④(最高40,000円) 37,500 円 計(④+⑤) ⑥(最高40,000円) 40,000 円							
Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 ⑤(最高50,000円) 27,500 円 ⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 40,000 円							
計算式Ⅰ(新保険料等)※			計算式Ⅱ(旧保険料等)※				
A、C又はDの金額	控除額の計算式		B又はEの金額	控除額の計算式			
20,000円以下	A、C又はDの全額		25,000円以下	B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上	一律に40,000円		100,001円以上	一律に50,000円			
生命保険料控除額 計(②+③+⑦) (最高120,000円) 117,500 円							

地震保険料	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(新・旧別)		
14	XX農業協同組合 建物 30年 〇山太郎	39,956 円		
15	〇山太郎			
④のうち地震保険料の金額の合計額 ⑧ 39,956 円				
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ⑨ 15,000 円				
地震保険料控除額 (⑧の金額) + (⑨の金額が10,000円を超える場合は(⑧×1/2)+5,000円) ※ (最高50,000円) = 15,000 円				
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
17	国民年金	日本年金機構	○山 一郎	180,480 円
(内)国民年金保険料等の金額 180,480 円 合計(控除額) 180,480 円				7
小規模企業共済掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額		
18	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済掛金の掛金			
19	特定喪失年金法に規定する企業型年金加入者掛金			
21	特定喪失年金法に規定する個人型年金加入者掛金	276,000 円		
22	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			
合計(控除額)		276,000 円 (22.10改)		

※この欄には、地震保険料の「文書」を添付してください。また、地震保険料の「文書」を添付しない場合は、地震保険料を控除の対象とせず、地震保険料の金額を記載してください。

□ 部分は必ず、「支払った保険料の合計額」を記入してください。  
 (控除額は「支払った保険料の合計額」より、システムで自動算出し所得税の算出を行います)

iDeCo(イデコ)で支払った掛金は項番21の欄に記入してください。

### 3. 令和07年分 扶養控除等申告書の記入例

**A** 【世帯主の氏名・あなたとの続柄】  
世帯主の氏名及びあなたとの続柄を記入してください。

**B** 【あなたの住所又は居所】  
令和08年1月1日に予定する居所となっているか確認してください。(原則、住民票登録地) 変更がある場合のみ二重線を引き、正しい住所を記入してください。

**C** 【特定扶養親族】  
(19歳以上23歳未満)  
対象者は○印を記入してください。  
【令和07年分】  
平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ

年度により「特定扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」及び「老人扶養親族」に該当する生年月日が異なりますので、注意してください。

**D** 【16歳未満の扶養親族】  
【令和07年分】  
平成22年1月2日以降生まれ

※所得税、住民税の控除を受けることはできませんが、地方税法により義務付けられているため、必ず記入してください。  
また、16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合、所得税及び住民税から障害者控除を受けることができます。  
該当する障害区に"○"をつけ、「C2 扶養親族の障害等の内容」欄に障害者の氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。

令和07年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 社員番号 123456789 生年月日 59年1月20日 世帯主の氏名 ○山 太郎 配偶者の有無 有

あなたの住所又は居所 東京都○○区○○1-2-3

区分	氏名	あなたの生年月日	扶養親族の種類	住所又は居所	年間所得の見積額	異動月及び事由
A 配偶者(同居)	○山 花子	52年11月28日	1: 扶養	東京都○○区○○1-2-3	0,000	1: 結婚
B 扶養親族(19歳以上23歳未満)	○山 一郎	77年7月21日	1: 同居老親等	東京都○○区○○2-3-4	0	1: 結婚
	○山 次郎	78年8月20日	2: その他	東京都○○区○○2-3-4	0	1: 結婚
	○山 祖母美	74年8月18日	2: その他	北海道□□市▲▲町1-2-3	0	1: 結婚

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	年間所得の見積額	異動月及び事由
○山 三郎	三男	25年11月14日	東京都○○区○○1-2-3	0	1: 結婚
○山 三郎	三男	25年11月14日	東京都○○区○○1-2-3	0	1: 結婚

※令和7年分は、扶養控除申告書に特定親族(19歳以上23歳未満かつ合計所得金額が58万円超123万円以下)の記入は不要です。申告する時は、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に記入してください。

**H** 【老人扶養親族(70歳以上)】  
本人又は配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、本人又は配偶者との同居を常況としている場合は、『1: 同居老親等』、それ以外の場合は、『2: その他』に"○"印をつけてください。  
【令和07年分】  
昭和31年1月1日以前生まれ

★【同居老親等】に該当する場合(下記①②③すべてに該当)  
①老人扶養親族(70歳以上)である。  
②本人又は配偶者の直系の尊属(続柄: 父母・祖父母など)である。(叔父、叔母は該当しない)  
③本人又は配偶者と同居している。  
(記入例)

老人扶養親族又は老人扶養親族	1: 同居老親等	2: その他
----------------	----------	--------

★【その他】・・・「同居老親等」に該当しない「老人扶養親族」  
(記入例)

老人扶養親族又は老人扶養親族	1: 同居老親等	2: その他
----------------	----------	--------

**E** 【配偶者の有無】  
戸籍上の配偶者有無について○をつけてください。

**F** 【年間所得の見積額】  
※年間所得の見積額が58万円\*を超える方は控除対象となりません。  
※収入ではなく**所得金額**を記入してください。  
●給与所得のみの場合  
所得金額 = 収入 - 必要経費(65万円\*)  
●公的年金等に係る所得のみの場合  
65歳未満の方  
所得金額 = 収入 - 必要経費(60万円)  
65歳以上の方  
所得金額 = 収入 - 必要経費(110万円)  
●所得がない場合は「0」円を記入  
●遺族年金・障害年金・失業保険・傷病手当金・出産手当金等は含みません。

**G** 【異動月及び事由】  
扶養を追加・削除する際に記入してください。  
★異動となった年月日、事由を記入してください。  
①扶養を追加する場合の事由  
事由: 出生、養子縁組、離職等  
②扶養を削除する場合の事由  
事由: 就職、離婚、死亡等  
扶養から外す場合、二重線で消去してください。  
【注意事項】  
今年死亡した場合、今年が扶養対象となる為、二重線で消さないでください。



\* 退職手当を有する配偶者・扶養者及び非居住である親族がいる場合の記入例

区分	氏名	あなたの 続柄	生年月日	扶養	配偶者 扶養親族 又は非居住者 の親族	住所又は居所 (○:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合、以下に住所を記入))	非居住者である親族 の親族	年間所得の見積額 主計を一にする事実	障害区分	異動月日及び事由 (本年中に異動があった場合は記載してください)
A 配偶者 (男・生計) (源泉徴収対象)	○山 花子	妻	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平 82年11月25日	<input checked="" type="radio"/> 扶養 <input type="radio"/> 非扶養	1:配偶者 2:非扶養	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国	0 1	0 1,000,000	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日
B 1	○山 一郎	長男	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 昭 17年7月21日	1:同居 2:その他	1:同居 2:その他	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国	0 1	0 1,000,000	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日
B 2	○山 次郎	次男	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 昭 19年8月20日	1:同居 2:その他	1:同居 2:その他	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国	0 1	0 1,000,000	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日
B 3	○山 祖母美	祖母	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平 14年5月13日	1:同居 2:その他	1:同居 2:その他	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国	0 1	0 1,000,000	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日
C2 扶養親族 障害者の内容	○障害者の氏名及び障害の状態又は交付を受けている手帳などの種別と交付年月日、障害の程度(障害の等級など)などの障害者(特別障害者)に該当する事実、特別障害者に該当する人とのときは同居の有無も併せて記載してください。									
D 他 の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 の続柄	住所又は居所	障害区分	異動月日及び事由
	明・大・昭・平・令 年 月 日								1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日

**N** 【非居住者である親族】  
① 配偶者が非居住である場合、  
「非居住者である親族」欄に"○"印をつけてください。

非居住者である親族  
控除対象の場合○を記載

② 控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満、又は、70歳以上の場合、「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

③ 控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満の場合、「留学」、「障害者」、又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目に☑してください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

④ 「生計を一にする事実」欄には送金した金額を記入してください。

⑤ 親族関係書類※及び送金関係書類※を申告書に添付してください。  
なお、「留学」に☑した場合は留学ビザ等書類、「38万円以上の支払」に☑した場合は送金額が38万円以上であることを確認できる「送金関係書類」の添付が必要です。

**※親族関係書類**  
非居住者があなたの親族であることを証明する書類。  
外国語である場合、翻訳文が必要です。  
・戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し  
・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類  
(非居住者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの)

**※送金関係書類**  
・金融機関もしくはクレジットカード会社発行の書類またはそのコピーで、非居住者であるそれぞれの生活費または教育費をあなたが支払ったことを明らかにする書類。当年度のものを提出してください。

※「居住者」と「非居住者」の区分とは？  
<国税庁No.2875 居住者と非居住者の区分 より>  
所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を『非居住者』と規定しています。

区分	氏名	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 の親族	年間所得の見積額 (※ 右記参照)	障害区分	異動月日及び事由
1	○山 三郎	三男	平・令 25年11月14日	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国	0 1	0 1	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日
2						0 1	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日
1	○山 花子	妻	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平・令 82年11月25日	<input checked="" type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国	0 1	650,000	1:一般障害 2:特別障害 3:高度障害	全 年 月 日

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の2の第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

**O** 【退職手当を有する配偶者・扶養親族】※住民税の控除の対象の判断に使用されます。  
退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除いた年間所得の見積額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下）がいる場合、記入してください。

① 退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」に☑をしてください。  
② 退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」に☑をしてください。  
③ 退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」の該当するいずれかの項目に☑をしてください。

なお、「留学」に☑をした場合、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。  
また、「障害者」にチェックした場合、障害区分の欄のいずれかに"○"印をつけてください。

\* 退職所得の算出方法 \*  
(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額

<退職所得控除額の計算表>

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(A-20年)

**P** 【寡婦又はひとり親】  
退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、☑してください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」以外で、寡婦に該当する場合、寡婦に☑をしてください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」で、ひとり親に該当する場合、ひとり親に☑をしてください。





\* 退職手当を有する配偶者・扶養者及び非居住である親族がいる場合の記入例

区分	氏名	あなたの 続柄	生年月日	扶養 状況	住所又は居所 (○:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合は、以下住所を記入))	非居住者である親族 N	年間所得の見積額 生計を一にする事実	障害区分	異動月日及び事由
A 配偶者 (第一生計 課税対象)	○山 花子		明・大・○・平 52年11月25日	1:扶養 ○:非扶養		<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1:一般障害 2:特別障害 3:障害特別	○:追加( ) 1:削除( ) 2:死亡	
B 1	○山 一郎	長男	明・大・○・昭 17年7月21日	1:同居 2:その他	…United States of America	<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1:一般障害 2:特別障害 3:障害特別	○:追加( ) 1:削除( ) 2:死亡	
B 2	○山 さくら	長女	明・大・○・昭 18年10月19日	1:同居 2:その他		<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1:一般障害 2:特別障害 3:障害特別	○:追加( ) 1:削除( ) 2:死亡	
B 3	○山 祖母美	祖母	明・大・○・平 14年5月13日	1:同居 2:その他	北海道○市▲▲町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	1:一般障害 2:特別障害 3:障害特別	○:追加( ) 1:削除( ) 2:死亡	
C2 扶養親族の 障害等の内容	○障害者の氏名及び障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級など)などの障害者(特別障害者)に該当する事実、特別障害者に該当する人とのときは別居の有無も併せて記載してください。								
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	障害区分	異動月日及び事由
	○山 一郎	身体障害者手帳	○年○月○日交付	東京都XXXXXX号	1級	別居			
	○山 三郎	身体障害者手帳	○年○月○日交付	東京都XXXXXX号	4級	別居			

区分	氏名	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 非居住者である親族 P	年間所得の見積額 (※ 右記範囲)	障害区分	異動月日及び事由
(住民税に 関する事項)	○山 三郎		○・令 28年11月14日		<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	650,000円	1:一般障害 2:特別障害 3:障害特別	○:追加( ) 1:削除( ) 2:死亡
退職手当等を 有する配偶者 ・扶養親族	○山 花子	妻	明・大・○・平・令 52年11月25日		<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	650,000円	1:一般障害 2:特別障害 3:障害特別	○:追加( ) 1:削除( ) 2:死亡

○「住民税に関する事項」欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

N

【非居住者である親族】  
①配偶者が非居住である場合、  
「非居住者である親族」欄に"○"印をつけてください。

非居住者である親族  
※該当する場合○を記載  
○

②控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満、又は、70歳以上の場合、「30歳未満又は70歳以上」に○をつけてください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

③控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満の場合、「留学」、「障害者」、又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目に○をつけてください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

④「生計を一にする事実」欄には送金した金額を記入してください。

⑤親族関係書類※及び送金関係書類※を申告書に添付してください。  
なお、「留学」に○した場合は留学ビザ等書類、「38万円以上の支払」に○した場合は送金額が38万円以上であることを確認できる「送金関係書類」の添付が必要です。

※親族関係書類

- 非居住者があなたの親族であることを証明する書類。
- 外国語である場合、翻訳文が必要です。
- ・戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し
- ・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(非居住者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの)

※送金関係書類

- ・金融機関もしくはクレジットカード会社発行の書類またはそのコピーで、非居住者であるそれぞれの生活費または教育費をあなたが支払ったことを明らかにする書類。当年度のものを提出してください。

※「居住者」と「非居住者」の区分とは？  
<国税庁No.2875 居住者と非居住者の区分 より>  
所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を『非居住者』と規定しています。

O

【退職手当を有する配偶者・扶養親族】※住民税の控除の対象の判断に使用されます。  
退職手当等の支払を受ける配偶者(退職所得を除いた年間所得の見積額が133万円以下)又は扶養親族(退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下)がいる場合、記入してください。

- ①退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」に○をしてください。
- ②退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」に○をしてください。
- ③退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」の該当するいずれかの項目に○をしてください。

なお、「留学」に○をした場合、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。  
また、「障害者」にチェックした場合、障害区分の欄のいずれかに"○"印をつけてください。

\* 退職所得の算出方法 \*  
(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額

<退職所得控除額の計算表>

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(A-20年)

P

【寡婦又はひとり親】  
退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、○してください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」以外で、寡婦に該当する場合、寡婦に○をしてください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」で、ひとり親に該当する場合、ひとり親に○をしてください。

5. 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入例

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,000,000 円

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 132万円以下	95万円	区分Ⅰ
<input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下	88万円	A
<input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下	68万円	
<input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下	63万円	(左のA～Cを記載)
<input checked="" type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下	58万円	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	58万円	580,000 円
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	B
<input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	0円	
<input type="checkbox"/> 2,500万円超	0円	

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除」欄は「控除額の計算」を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

配偶者の氏名 ○山 花子

配偶者の生年月日 明・大 昭・平 年 月

配偶者の職業 非居住者である配偶者

あなたの配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所 非居住者である配偶者

○ あなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,300,000 円	650,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		650,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅰ		区分Ⅱ										
		(4) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額))										
		①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	33万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

配偶者控除の額 0 円

配偶者特別控除の額 380,000 円

C 配偶者控除、もしくは配偶者特別控除を申告する場合、配偶者の情報（氏名等）を記入してください。  
「扶養控除等申告書の記載内容と同じ」であれば☑チェックマークをいれてください。

D 1)「配偶者の合計所得」の合計額より該当するものに☑チェックマークをいれてください。  
2)☑チェックマークを入れた①～⑤を「区分Ⅱ」として記入してください。

F 配偶者控除の額または配偶者特別控除の額を記入してください。

A 下記「\*「A欄」の所得金額の算出方法」を確認して、「あなたの合計所得金額」及び「配偶者の合計所得金額」の(1)・(2)・(1)と(2)の合計額を記入してください。  
上図の例は、以下の通り  
・あなたの給与収入 900万円  
所得金額調整控除有り  
・配偶者の給与収入 130万円

B 1)あなたの合計所得金額の合計額より、「判定」欄の該当するものに☑チェックマークをいれてください  
2)☑チェックマークをいれた(A)～(D)を「区分Ⅰ」に記入してください。  
3)基礎控除の額を記入してください。

E 「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」のクロスする金額が控除金額となります。  
※上図の例の場合、配偶者特別控除が38万円となります。

\* 「A欄」の所得金額の算出方法

【給与所得の金額の計算方法】

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(ア)	給与所得の金額
1円以上 650,999円以下	0円＝所得金額
651,000円以上 1,899,999円以下	(ア) - 650,000円＝所得金額
1,900,000円以上 3,599,999円以下	①: (ア) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (イ) ⇒ ②: (イ) × 2.8 - 80,000円 = 所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: (ア) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (イ) ⇒ ②: (イ) × 3.2 - 440,000円 = 所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(ア) × 90% - 1,100,000円 = 所得金額
8,500,000円以上	(ア) - 1,950,000円 = 所得金額

①あなたの所得金額の見積額  
(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額  
9,000,000円 - 1,950,000円 = **7,050,000円**

②あなたが所得金額調整控除の対象となる場合  
(給与等の収入金額 - 8,500,000円) × 10% = 所得金額調整控除の額(※)  
(9,000,000円 - 8,500,000円) × 10% = 50,000円

③あなたの所得金額の見積額 (① - ②)  
7,050,000円 - 50,000円 = **7,000,000円**

(※)所得金額調整控除の額の算出方法  
(給与の収入金額(※) - 850万円) × 10%  
\* 給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円

配偶者の所得金額の見積額  
(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額  
1,300,000円 - 650,000円 = **650,000円**

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

特定親族の氏名 (フリガナ) マヤマ サクラ 山 さくら	特定親族の個人番号	あなたの の続柄 長女	生年月日 (平成15.12生～平成19.11生) 平成 18年 10月 19日	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額 900,000	特定親族特別控除の額 610,000		
○ 控除額の計算									
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆所得金額調整控除申告書◆

(20.10改)

年齢23歳未満 以後に生まれた方

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)	☆扶養親族等 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 マヤマ サブロー 山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	左記の者の個人番号 明大昭平令 年 月 日 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の生年月日 左記の者の合計所得金額(見積額)	★特別障害者 <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	特別障害者該当する方
----	--	--	---	---	-------------------------------	--	------------

(注) 1「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックをつけ記載することで差し支えありません。2「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の「(4)用語の説明」をご確認ください。

**G**

特定親族の合計所得金額の見積額を記入してください。  
 \* 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人が対象となります。

**長女の所得金額の見積額 (P.10「A欄」の所得金額の算出方法より)**  
 給与収入の金額が1,550,000円の場合の計算例

(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額  
 1,550,000円 - 650,000円 = **900,000円**

なお、給与収入が1,880,000円以下の場合、給与所得控除額は一律650,000円となります。

**I**

1) 所得金額調整控除の対象となる場合は、「要件」欄の該当するものに  
 チェックマークをいれてください。  
 2) 「☆扶養親族等」欄、「★特別障害者」欄に該当する方の氏名等を記入してください。

※該当する方が他の所得者が控除を受ける扶養親族の場合、「扶養控除等申告の  
 "D他の所得者が控除を受ける扶養親族等"欄に該当する方の氏名等を記入してください。

**H**

特定親族特別控除の額を記入してください。  
 上記の例は、G欄より「長女の所得金額の見積額」は900,000円、下記表より、「特定親族特別控除額」は**610,000円**となります。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超～85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超～90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超～95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超～100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超～105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超～110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超～115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超～120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超～123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

## 6. 令和07年分 扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法と記入例

### ★扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法

配偶者の合計所得金額と、本人（＝給与所得者）の合計所得金額により、受けられる控除が変わります。下記について、ご確認の上、申請してください。

#### 1. 用語の説明

配偶者について、以下①②③の定義のいずれかに該当する場合、申告してください。

##### ①『同一生計配偶者』

配偶者の所得が58万円以下の場合、『同一生計配偶者』となります。  
同一生計配偶者は障害者に該当する場合、障害者控除を受けることができます。

##### ②『控除対象配偶者』

配偶者の所得が58万円以下かつ本人の所得が1,000万円以下の場合、『控除対象配偶者』となります。控除対象配偶者は配偶者控除を受けることができます。  
また、該当する場合、配偶者の老人加算と障害者控除を受けることができます。

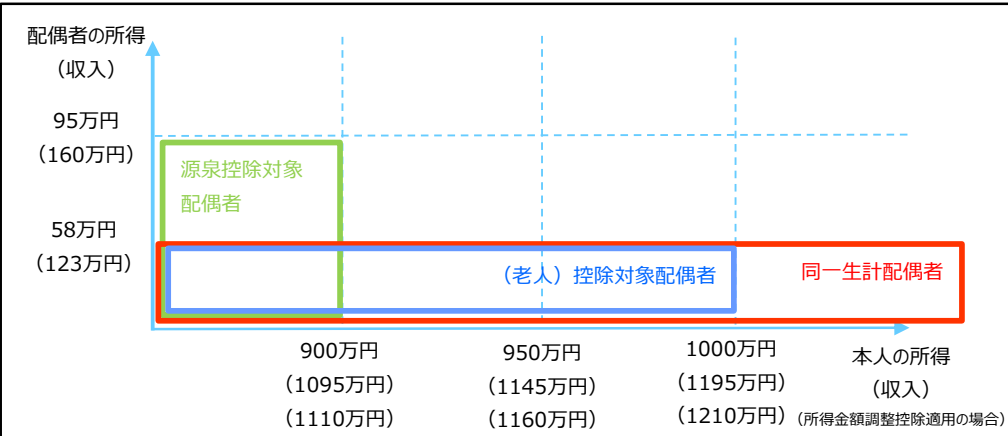
※配偶者の所得が58万円以下でも、本人の所得が1,000万円超の場合、配偶者控除や老人加算を受けられません。（障害者控除のみ受けることができます）

##### ③『源泉控除対象配偶者』

配偶者の所得が95万円以下かつ本人の所得が900万円以下の場合、『源泉控除対象配偶者』となります。源泉控除対象配偶者は配偶者控除（又は配偶者特別控除）を満額受けることができます。

⇒上記①②③に該当する方を「A 配偶者」欄へ記入してください。

<<配偶者の各定義の範囲>>



#### 2. 扶養控除等申告書の記入欄について

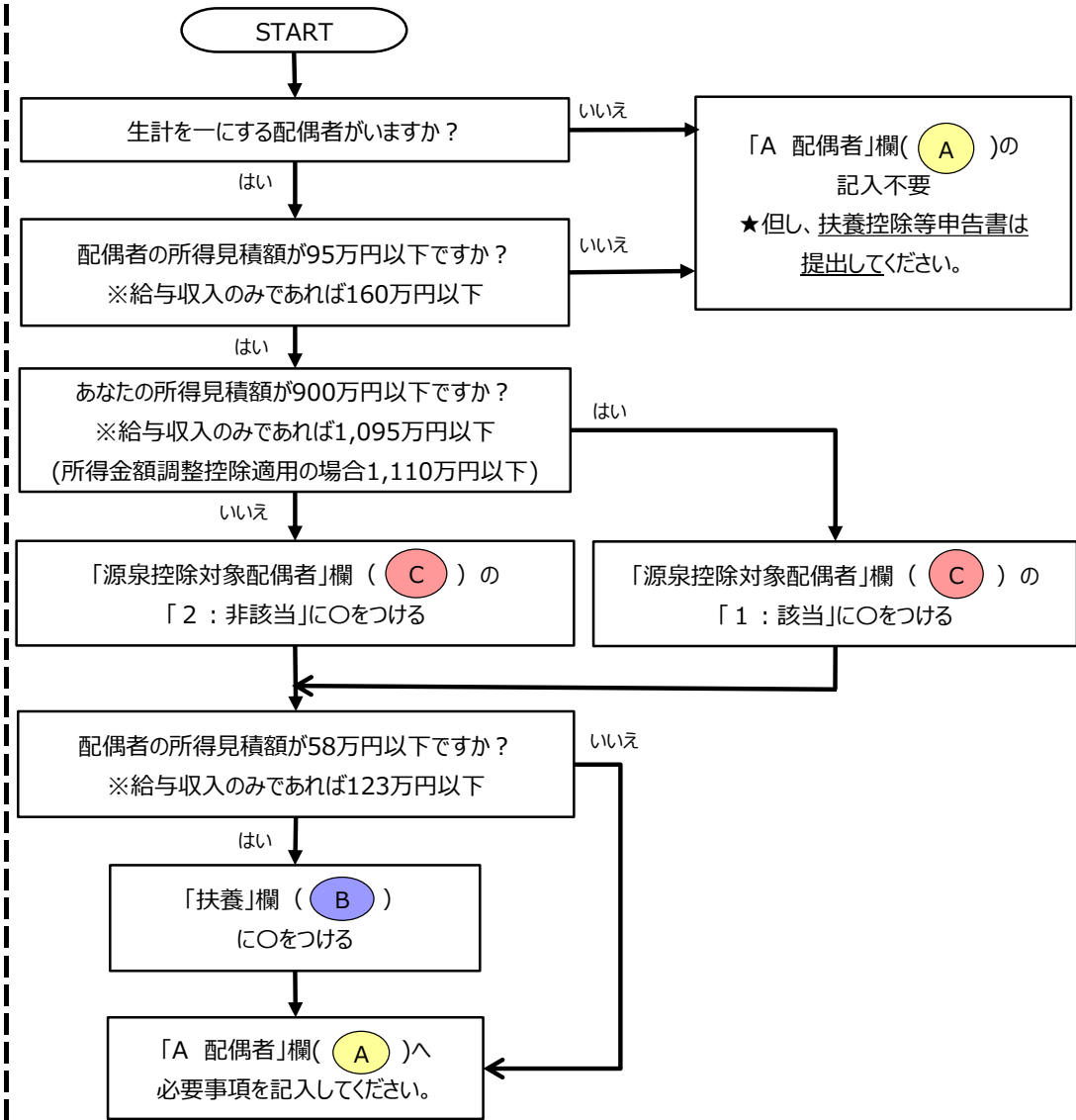
区分	氏名	あなたの生年月日 の続柄	扶養 控除対象配偶者 の氏名	住所又は居所	源泉控除 対象配偶者 の氏名	年間所得の見積額 障害区分
A 配偶者 (同一生計)		明・大・昭・平 年 月	扶養 控除対象配偶者 の氏名	<input type="checkbox"/> 0: あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> 1: 別居(あなたの住所と異なる場合は、以下に住所を記入ください)	源泉控除 対象配偶者 の氏名	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別
B 配偶者 (源泉控除対象)		明・大・昭・平 年 月	扶養 控除対象配偶者 の氏名	<input type="checkbox"/> 0: あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> 1: 別居(あなたの住所と異なる場合は、以下に住所を記入ください)	源泉控除 対象配偶者 の氏名	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別

「扶養」欄: 配偶者の所得が58万円以下の場合、「○」を記入してください。

「源泉控除対象配偶者」欄: ③『源泉控除対象配偶者』に該当する場合、「1: 該当」に「○」を付けてください。

それ以外の場合、「2: 非該当」に「○」を付けてください。

#### 3. 記入のフローチャート



区分	氏名	あなたの生年月日 の続柄	扶養 控除対象配偶者 の氏名	住所又は居所	源泉控除 対象配偶者 の氏名	年間所得の見積額 障害区分
A 配偶者 (同一生計)		明・大・昭・平 年 月	扶養 控除対象配偶者 の氏名	<input type="checkbox"/> 0: あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> 1: 別居(あなたの住所と異なる場合は、以下に住所を記入ください)	源泉控除 対象配偶者 の氏名	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別
B 配偶者 (源泉控除対象)		明・大・昭・平 年 月	扶養 控除対象配偶者 の氏名	<input type="checkbox"/> 0: あなたの住所と同じ <input type="checkbox"/> 1: 別居(あなたの住所と異なる場合は、以下に住所を記入ください)	源泉控除 対象配偶者 の氏名	1: 一般障害 2: 特別障害 3: 同居特別

★扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書の記入例

例1 ・本人の所得：800万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和10年11月25日生まれ(70歳以上)、所得：23万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 10年11月25日	○	①：該当 ②：非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	(0：あなたの住所と同じ 1：別居(異なる場合、以下に住所を記入))	① 該当 ② 非該当	230,000円

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	○山 花子	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ	配偶者の生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養) ① 控除者 <input type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳未満(扶養) ② 控除者 <input type="checkbox"/> 58万円超かつ年齢70歳未満(非扶養) ③ 特別控除者 <input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下(非扶養) ④ 特別控除者
--------	-------	------------	------------------	----------	------------------	----	---

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

<input type="checkbox"/> 132万円以下 <input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下 <input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下 <input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下 <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 <input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下 <input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下 <input type="checkbox"/> 2,500万円超	(A) 95万円 88万円 68万円 63万円 (B) 58万円 (C) 48万円 32万円 16万円 0円	区分Ⅰ A (左のA～Cを記載) 基礎控除の額 580,000円	控除額の計算 区分Ⅱ ① ② ③ (4)上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(*印の金額) 95万円超 100万円超 105万円超 110万円超 115万円超 120万円超 125万円超 130万円超 133万円以下 100万円以下 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 125万円以下 130万円以下 133万円以下 区分Ⅰ A 48万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 B 32万円 27万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 C 16万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 摘要 配偶者控除 配偶者特別控除	配偶者控除の額 480,000円 配偶者特別控除の額 0円
--	--	--	--	--

例2 ・本人の所得：920万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和52年11月25日生まれ、所得：30万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 52年11月25日	○	①：該当 ②：非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	(0：あなたの住所と同じ 1：別居(異なる場合、以下に住所を記入))	① 該当 ② 非該当	300,000円

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	○山 花子	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ	配偶者の生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	判定	<input type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳以上(老人扶養) ① 控除者 <input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳未満(扶養) ② 控除者 <input type="checkbox"/> 58万円超かつ年齢70歳未満(非扶養) ③ 特別控除者 <input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下(非扶養) ④ 特別控除者
--------	-------	------------	------------------	----------	------------------	----	---

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

<input type="checkbox"/> 132万円以下 <input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下 <input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下 <input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下 <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 <input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下 <input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下 <input type="checkbox"/> 2,500万円超	(A) 95万円 88万円 68万円 63万円 (B) 58万円 (C) 48万円 32万円 16万円 0円	区分Ⅰ B (左のA～Cを記載) 基礎控除の額 580,000円	控除額の計算 区分Ⅱ ① ② ③ (4)上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(*印の金額) 95万円超 100万円超 105万円超 110万円超 115万円超 120万円超 125万円超 130万円超 133万円以下 100万円以下 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 125万円以下 130万円以下 133万円以下 区分Ⅰ A 48万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 B 32万円 27万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 C 16万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 摘要 配偶者控除 配偶者特別控除	配偶者控除の額 260,000円 配偶者特別控除の額 0円
--	--	--	--	--

★扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書の記入例

例3 ・本人の所得：970万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和52年11月25日生まれ、所得：60万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所 (0:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合、以下に住所を記入))	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 52年11月25日	1:該当 2:非該当			0 1	1:該当 2:非該当	600,000円
		個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供						

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ 配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	判定	区分Ⅱ
○山 花子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	明・大・昭・平 52年11月25日	<input type="checkbox"/>	③
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実	

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額								
	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫					
判定	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超 2,350万円以下	2,350万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円	48万円	32万円	16万円	0円
判定	基礎控除の額 580,000円		配偶者控除の額 0円										配偶者特別控除の額 130,000円								

例4 ・本人の所得：970万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和52年11月25日生まれ、所得：97万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所 (0:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合、以下に住所を記入))	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子	記入不要	明・大・昭・平 52年11月25日	1:該当 2:非該当			0 1	1:該当 2:非該当	
		個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供						

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ 配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	判定	区分Ⅱ
○山 花子	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	明・大・昭・平 52年11月25日	<input type="checkbox"/>	④
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実	

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額								
	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫					
判定	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超 2,350万円以下	2,350万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円	48万円	32万円	16万円	0円
判定	基礎控除の額 580,000円		配偶者控除の額 0円										配偶者特別控除の額 120,000円								

配偶者の所得が95万円超133万円以下の場合（区分Ⅱが④に該当する場合）、【扶養控除等申告書】の「A 配偶者」欄の記入は不要ですが、配偶者特別控除を受けることができますので、【配偶者控除等申告書】欄は必ず記入してください。

7. 所得金額調整控除申告書の記入例

**例1** 扶養親族が年齢23歳未満：○山 三郎さん 平成25年11月14日生まれ

・本人の収入……900万円

・本人の所得……700万円 **所得金額調整控除額を引いた所得金額 = 9,000,000円 - 1,950,000円 - (9,000,000円 - 8,500,000円) × 10%**

【所得金額調整控除申告書】

年齢23歳未満		以後に生まれた方		☆扶養親族等 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ○ヤマ サブロー ○山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者 <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	特別障害者に該当する事実
要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)	<input type="checkbox"/> 提供済み   <input type="checkbox"/> 後日提供				明・大昭・平・令 年 月 日					
(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックをつけ記載することで差し支えありません。 2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の「(4)用語の説明」をご確認ください。											

【基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄】

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>

【扶養控除等申告書の「16歳未満の扶養親族」欄】

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族 非居住者である親族	年間所得の見積額 (※ 右記参照)
○山 三郎	三男 個人番号: <input checked="" type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	①・令 25年11月14日	<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 控除対象外国外扶養親族は○を記載	0 円

**例2** 他の所得者の扶養親族が年齢23歳未満：○山 三郎さん 平成25年11月14日生まれ

・本人の収入……1,100万円

・本人の所得……890万円 **所得金額調整控除額を引いた所得金額 = 11,000,000円 - 1,950,000円 - (10,000,000円 - 8,500,000円) × 10%**

【所得金額調整控除申告書】

年齢23歳未満		以後に生まれた方		☆扶養親族等 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ○ヤマ サブロー ○山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者 <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	特別障害者に該当する事実
要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)	<input type="checkbox"/> 提供済み   <input type="checkbox"/> 後日提供				明・大昭・平・令 年 月 日					
(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックをつけ記載することで差し支えありません。 2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の「(4)用語の説明」をご確認ください。											

【基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄】

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	11,000,000 円	8,900,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>

【扶養控除等申告書の「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄】

D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		障害区分
	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	氏名	住所又は居所		
	○山 三郎	三男	明・大昭①・令 25年11月14日	東京都品川区○-○-○	○山 花子 妻	東京都品川区 ○-○-○	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別

8. 住宅借入金等特別控除申告書の記入例

\* 居住開始年月日が平成30年以前の場合

給与の支払者の名称(氏名)	株式会社日本	(フリガナ)	あなたの氏名	〇山 太郎
給与の支払者の法人(個人)番号			あなたの個人番号	XXXXXXXX
給与の支払者の所在地(住所)	東京都江東区〇〇1-2-3		あなたの住所又は居所	東京都江東区〇〇1-2-10

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
項目	金額	項目	金額
① 住宅のみ	19,253,120	① 増改築等に係る借入金等の年末残高	
② 家屋又は土地等の取得対価の額	12,000,000	② 増改築等の費用の額	
③ 家屋の総床面積、土地等の総面積のうち居住部分の面積又は面積の占める割合	70.00%	③ 増改築等の費用の額のうち居住部分の費用の額の占める割合	100%
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120	④ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120
⑤ 特定増改築等の費用の額	19,253,120	⑤ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120
⑥ 特定増改築等の費用の額(100円未満の端数を切り捨て)	192,500		

必ず、社員(職員)番号を記入してください。

居住部分の割合が90%以上の場合は、100%と記入してください。

100円未満の端数は切り捨て。(例: 192,531 ⇒ 192,500)

計算方法は住宅取得年等により異なりますので、必ずご自身の申告書を確認してください。

【注意】返済期間が10年未満は控除対象外となります。

\* 連帯債務記載内容は次ページご参照 \*

\* 居住開始年月日が平成31年(令和元年)以降の場合

給与の支払者の名称(氏名)	株式会社日本	(フリガナ)	あなたの氏名	〇山 太郎
給与の支払者の法人(個人)番号			あなたの住所又は居所	東京都江東区〇〇1-2-10
給与の支払者の所在地(住所)	東京都江東区〇〇1-2-3		あなたの住所又は居所	東京都江東区〇〇1-2-10

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
項目	金額	項目	金額
① 住宅のみ	38,506,240	① 増改築等に係る借入金等の年末残高	
② 家屋又は土地等の取得対価の額	19,253,120	② 増改築等の費用の額	
③ 家屋の総床面積、土地等の総面積のうち居住部分の面積又は面積の占める割合	100%	③ 増改築等の費用の額のうち居住部分の費用の額の占める割合	100%
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120	④ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120
⑤ 特定増改築等の費用の額	19,253,120	⑤ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120
⑥ 特定増改築等の費用の額(100円未満の端数を切り捨て)	192,500		

XXXXXXXX

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
項目	金額	項目	金額
① 住宅のみ	38,506,240	① 増改築等に係る借入金等の年末残高	
② 家屋又は土地等の取得対価の額	19,253,120	② 増改築等の費用の額	
③ 家屋の総床面積、土地等の総面積のうち居住部分の面積又は面積の占める割合	100%	③ 増改築等の費用の額のうち居住部分の費用の額の占める割合	100%
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120	④ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120
⑤ 特定増改築等の費用の額	19,253,120	⑤ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	19,253,120
⑥ 特定増改築等の費用の額(100円未満の端数を切り捨て)	192,500		

令和XX年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和XX年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇山 太郎 様

令和XX年10月28日

● 税務署長 税務 一部

新築又は購入した家屋に係る事項		土地等に関する事項	
イ 居住開始年月日	取得対価の額	ハ 居住用割合	ホ 取得対価等の額
令和1年10月1日	20,000,000	100	15,000,000
増改築等に関する事項		特別期間(1年目~13年目)(※)	
チ 居住開始年月日	増改築等の費用の額	リ 増改築等の費用の額	ル 居住用割合
年月日			

(備考) 適用前年分の控除額 350,000円

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住所	東京都江東区〇〇1-2-10
氏名	〇山 太郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	38,506,240 円
借入期間又は賦払期間	平成26年02月から令和31年01月までの35年00月間

- 記入手順 -
- ①・⑥ 金融機関等が発行する借入金の年末残高証明書から記載します。
  - ②・⑦ 申告書の下欄、枠内(ロ、ホ、リ)から転記する。
  - ③・⑧ 申告書の下欄、枠内(ニ、ハ、ト、ヘ、ヌ、リ)から転記し、分母と分子の値が同じ時、%は「100%」になる。
  - ④・⑨ ①と②の少ない方を④に転記する。(⑥と⑦の少ない方は⑨に転記する)
  - ⑤・⑩ 上記③・⑧が「100%」の時、×1で計算する
  - ⑪ 借入金等の年末残高(⑤・⑩)
  - ⑫ ( )内の上限金額を超えて申告は出来ません。
  - ⑬ ⑪×控除率の金額を記載します。
- \* 控除率は取得年度等により異なります。  
\* 100円未満の端数は切り捨てます。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住所	東京都江東区〇〇1-2-10
氏名	〇山 太郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	38,506,240 円
借入期間又は賦払期間	令和3年7月から令和38年6月までの35年00月間

- 記入手順 -
- ① 金融機関等が発行する借入金の年末残高証明書から記載します。
  - ② 単独で支払っている場合は、①と同額を記載します。連帯債務の場合、「①×連帯債務割合」の額を記載します。
  - ③ ②と申告書下段の(ロ+ホ+リ)を比較し、少ない方の金額を記載します。
  - ④ 「③×居住割合」の金額を記載します。
  - ⑤ ④の金額を記載します。( )内の上限金額を超えて申告は出来ません。
  - ⑥ ⑤×控除率の金額を記載します。
- \* 控除率は取得年度等により異なります。  
\* 100円未満の端数は切り捨てます。

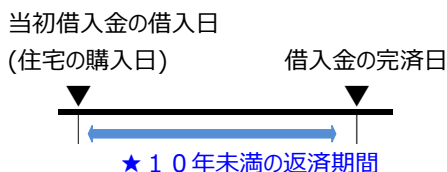
住宅借入金等特別控除申告書を提出する前に、(  ) にチェックを入れて確認してください。

- 『借入金の年末残高証明書』を申告書の裏面に添付(ホッチキス留め)してください。
- 『住宅借入金等特別控除申告書』提出時は、チェックシートを記入のうえ、添付してください。

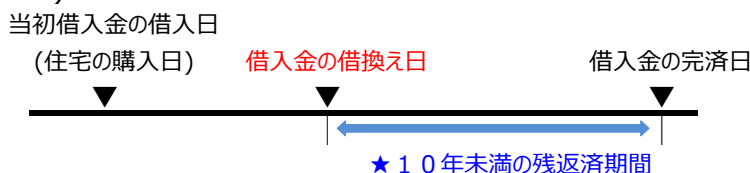
以下①～③に該当する場合は、控除は受けられませんので注意してください。

- ① 令和07年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合。  
※居住開始年月日や区分により合計所得の上限は異なる場合があります
- ② その家屋に入居後、**家屋を売却し(又は他人に貸した場合) 本年12月31日まで引き続き居住していない場合。**  
※居住しなくなった場合が死亡又は災害を事由とするものである時は、その日まで引き続いて自己が居住していれば、その年について控除を受ける事ができます。
- ③ 借入金の借り換え後の返済期間、又は繰上げ返済後に借入当初からの返済期間が10年未満の場合。

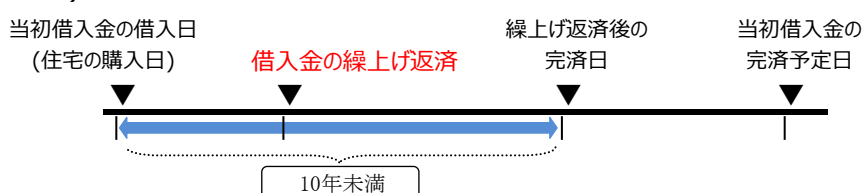
a) 当初からの返済期間が10年未満である



b) 借り換え後の残返済期間が10年未満である



c) 当初借入金の借入日から繰上げ返済後の完済日迄の返済期間が10年未満である



★但し、繰上げ返済後の残りの返済期間が10年未満であっても、借入当初からの返済期間が合計で10年以上となれば控除対象となります。

- 平成30年以前に居住し、連帯債務(残高証明書の摘要欄に記載有り)となっている場合、令和07年12月31日現在の残高に、持分に乗じた割合を計算のうえ、備考欄に記入してください。(連帯債務者がいる場合、以下の事項に留意願います)

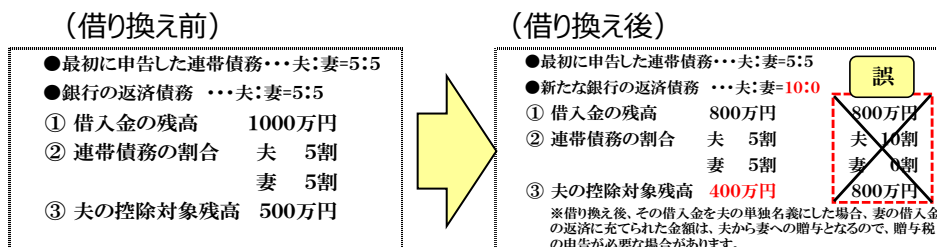
- ① 連帯債務者の負担割合は、最初に控除を受けた年から変わりません。
- ② 連帯債務者となっていた配偶者が退職し、その債務を負担する事になったとしても配偶者の借入金負担分が控除対象(加算される)となることはありません。

※ 備考欄記入サンプル

**備考**  
私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高39,500,000円のうち、19,750,000円を負担することとしています。  
〇〇市△△町X-XX-X 国税春子  
勤務先 〇〇区〇〇X-XX-X 〇〇株式会社

※ 連帯債務者が左記内容を記入してください。

- 借入金の借り換えを行い、返済債務の割合を変更した場合でも、最初に控除を受けた割合で控除対象残高を計算していますか？



# 「令和07年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」チェックシート

※ 住宅借入金等特別控除申告書の提出時に、このチェックシートを申告書の後ろにホッチキス留めて提出してください。（太枠部分を記入してください）

※ **住宅借入金等特別控除申告書、借入金残高証明書のすべてが揃っていない場合、申告できません。**

なお、令和07年に住宅をご購入された方は年末調整対象外となります。（初年度は、確定申告となります）

給与の支払者 (勤務先)の名称			
社員(職員)番号		社員(職員)氏名	

項番	ご確認事項	どちらかにチェックしてください。
1	<p>① 現在、住宅借入金等特別控除の対象物件に令和07年12月31日迄、継続してご自身(ご自身が止むを得ない事情で居住しなくなった場合は、生計を一にする親族の方)が居住する予定ですか？</p> <p>※転勤や療養など、止むを得ない事情で居住しなくなった場合は、配偶者、扶養親族などの生計を一にする親族の方が居住していれば、継続して居住していると認められます。生計を一にすると認められるか判断がつかない場合は、最寄りの税務署に問合せしてください。</p>	<input type="checkbox"/> はい → 項番2-①へ進んでください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 住宅借入金等特別控除申告書の提出は不要です。 ※申告書を提出しても、住宅借入金等特別控除の対象外となりますので、注意してください。
1	<p>① 住宅資金に係る借入金の借り換えを行い、借り換え直前の借入金残高より多く借り入れ(借り換え手数料も含む)をしましたか？(借り増し)</p> <p>※令和07(2025)年の借り換えだけでなく、令和06(2024)年以前の借り換えも対象となります。</p> <p>*借り換えとは・・・既に組んでいる住宅ローンを新たに組み直すことにより、現在の借り入れを見直すことです。</p>	<input type="checkbox"/> はい → 項番2-②へ進んでください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 借入金残高証明書の年末残高を申告書の借入金年末残高にそのまま記入してください。 ※「借り換え」をしている場合でも、「借り増し」していない時はこちらになります。
2	<p>② 下記(a)～(c)に数字をご記入し、(d)を算出してください。（下欄の計算例を参照してください）</p> <p>(a) &lt;今年の住宅借入金等の年末残高&gt; <input type="text"/> 円</p> <p>(b) &lt;借り換え直前の借入金等残高&gt; <input type="text"/> 円</p> <p>(c) &lt;借り換えによる新たな住宅借入金等の当初金額&gt; <input type="text"/> 円</p> <p>(d) &lt;年末残高&gt; <input type="text"/> 円</p> <p>→「借入金等の年末残高」へ転記してください。</p>	

借り増しを伴う借り換えを令和01年7月17日に実施した場合の計算例

借り換え直前の残高(A銀行) 24,750,000円

↓ 借り増し ↓

借り換え後の当初金額(B銀行) 24,800,000円

● A銀行からB銀行に借り換えを行ったケース

借り換え直前の借入金残高より、多く借り入れを実施した場合には、B銀行が発行する「借入金残高証明書」の年末借入金残高をそのまま「住宅借入金等特別控除申告書」の「借入金等の年末残高欄」に記入ができません。以下の計算手順により、年末借入金残高を計算する必要があります。

住宅資金に係る借入金の年末残高証明書		B銀行(借り換え後の銀行)	
住宅借入金等の区分	租税特別措置法第41条第1項第1号該当 (租税特別措置法行令第26条第7項第1号該当)	住宅借入金等の内訳	※住宅のみのみ ③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年 末 残 高 当 初 金 額	ヨテイガク	(a) 24,450,000円
償還期間又は賦払期間	令和01年7月17日		(c) 24,800,000円
	令和01年8月から 令和25年7月まで		

償還表 A銀行(借り換え前の銀行)	
当初残高	28,000,000円
償還年月日	借入金残高
H26.7.20	27,900,000円
.....	.....
R01.6.20	24,750,000円 (b)
R01.7.20	24,650,000円

借り換え直前の残高(24,750千円)より、借り換え後の当初金額(24,800千円)が増加しています。これは『借り増し』となり、借入金残高の計算が必要になります。

$$\text{今年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借り換え直前の住宅借入金等残高}}{\text{借り換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}} = \frac{(a) \quad 24,750,000 \text{円} (b)}{24,800,000 \text{円} (c)} = 24,400,706 \text{円}$$

令和xx年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書						
項目	住宅借入金等の内訳	(A) 住宅のみ	(B) 土地のみ	(C) 住宅及び土地等	項目	金額等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	<del>24,450,000</del> 24,400,706	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥ 円

# MEMO